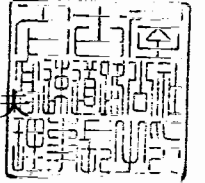


名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

名古屋高速道路公社
理事長 森 徳 夫



全国の三セク・公社中、最大の借金を抱える名古屋高速道路公社の
「談合」「(財)名古屋高速道路協会との協定」「随意契約」の全面的
見直しを求める意見書に対する回答について

1. 回答にあたって

平成19年2月22日付け文書『全国の三セク・公社中、最大の借金を抱える名古屋高速道路公社の「談合」「(財)名古屋高速道路協会との協定」「随意契約」の全面的見直しを求める意見書』にてご依頼のありました件の回答にあたり、ご承知おき願いたい点につきまして、まず以下に述べさせていただきます。

名古屋高速道路は、福岡北九州高速道路などの都市高速道路と同様に、道路整備特別措置法に基づく有料道路制度により事業を実施しており、国、設立団体（愛知県及び名古屋市）、民間からの借入金等で道路を建設し、建設費、維持管理費、借入金利息などの費用を、一定期間内（40年）の通行料金収入で償還するよう定められております。

従いまして、名古屋高速道路公社におけるこれまでの借入金等の総額6,891億円（平成17年度末）につきましては、全て通行料金収入で償還する予定であります。

なお、現時点での収支状況は、経常収益が経常費用を上回り、概ね計画通りの償還状況となっており、健全な経営が維持されていると考えております。

一方、当公社では平成16年2月に、平成15年度以降の残事業費約5千億円に対し約10%（約500億円）の建設コスト縮減や管理コストの約20%削減など健全な経営を柱とした経営改善計画を公表し、その目標達成のため組織を挙げて取り組みを進めており、名古屋高速道路全線（81.2km）供用時においても、現行料金（750円）をできるだけ堅持していく方針としているところです。

2. 回 答

(1) 「談合を撲滅するため、早急な対策を求めます。」について

本年1月に入り、名古屋高速道路工事について談合疑惑の報道がなされましたが、談合疑惑に対する実質的な調査は、捜査権限のある公正取引委員会や地検特捜部が行うるものであり、公社としては状況の推移を見守っていきたいと考えております。

もし、談合の事実が、捜査当局の所定の手続き等を経て最終的に確認された場合につきましても、違約金請求を実施するなど厳しく対処してまいります。

なお、入札監視委員会では、中立・公正の立場で客観的な審査ができる弁護士や学識経験者など第三者の委員の方々が、総合的な判断のもとに入札及び契約案件等を審議し、契約内容等に改善すべき点がある場合には、意見を具申していただくことになっております。

(2) 「(財)名古屋高速道路協会との「基本協定」の廃止を求めます。」について

名古屋高速道路公社の事業のうち、高速道路の建設に係る監督業務、維持管理業務等は、一般的な平面道路と比べ、高速道路として高度な安全性・利便性などが求められる中で、その量は断然多くかつ多種多様にわたっております。こうした業務は、本来、道路管理者である当公社が全て直営で継続的に対応するのが望ましいところですが、現実には組織のスリム化、経費削減などの観点から、枢要な部分は公社自ら実施するとともに、付随的な業務で公社が直接実施するよりも効率的かつ経済的に実施可能なものについては、外部委託を図っているところであります。

これらの業務のうち大半は、特に豊富な経験と専門的な知識をもって継続的かつ密接に公社を補完する必要がある業務であり、そうした業務の継続性と経費面での適正性が確保できる公益的・公共的な相手方が必要であります。

こうした中で、昭和54年の第一期供用時から長年にわたり業務を受託し豊富な現場経験を活かし、即時の対応性等を備えるとともに、公益的・公共的な性格を有する法人である(財)名古屋高速道路協会へ継続的に業務を委託することが適切であると考えております。

なお、当公社では、国、地方公共団体、公法人又は公益法人等と業務の運営上特に必要がある場合など、競争入札に適しないときには、公社会計規程に基づき、随意契約等により契約を締結しております。

(財)名古屋高速道路協会の理事長は、当該法人の寄附行為に基づき理事の互選により決定されており、協会が主体的に当該法人にふさわしい方を選任されているところであります。

(3) 「各種業者との随意契約を全面的に見直すよう申し入れます。」について

当公社が契約を行う場合、競争入札による契約方法が不利となる等、競争入札に適さない場合には、会計規程に基づき随意契約を行うことができることとなっております。しかし、その運用を誤ると契約が特定の者に偏るなど適正な契約が行われない恐れもあります。このようなことがないように厳正な執行に努める必要があることから、当公社では、現在随意契約ガイドラインの整備を進めております。策定後は随意契約ガイドラインに従い、個々の発注案件ごとに契約方法について、その内容等を基に個別具体的に判断して適正な執行に努めてまいります。

(連絡先：総務部総務課 電話：052(223)3515)



18住街第96号

平成19年3月29日

名古屋市民オンブズマン

代表 倉橋 克実 様

名古屋市長 松原 武久

「全国の三セク・公社中、最大の借金を抱える名古屋高速道路公社の「談合」
「(財)名古屋高速道路協会との協定」「随意契約」の全面的見直しを求める
意見書」について(回答)

平成19年2月22日付け提出された意見書に対して、下記のとおり回答します。

記

名古屋高速道路公社においては、契約方式の改善を経営改善計画の主要な柱として位置付け、現在までに様々な取り組みを実施してきているところでございます。こうした取り組みを進めてきている中で、公社発注の建設工事に関して談合の疑惑があるとの報道があったことは、本市としても強い憤りを覚えるとともに誠に遺憾であり、公社においてはその状況を見守っているところであると聞いております。今後、談合の事実が確認された場合には、指名停止措置や違約金の請求など、公社において厳正に対処していく必要があると考えております。

本市としても、引き続き、より競争性・透明性の高い入札契約制度の構築に努力していくよう公社を指導していく考えであります。

次に、(財)名古屋高速道路協会への業務委託については、経営改善計画において位置付けており、現在までに協会への委託費の削減など、見直しに取り組んできているところであります。同協会との協定や随意契約については、公社において業務ごとに適切な判断のもとに執行されているものと考えておりますが、より一層の透明性を高めるよう公社に求めていきたいと考えております。

なお、退職後の再就職については、一般的には、その個人と採用先との間の個々の問題であると考えております。

住宅都市局都市計画部
街路計画課高速道路調査係
電話:(052)972-2723
FAX:(052)972-4160

18道維第703号
平成19年3月29日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋克実 殿

愛知県知事 神田真秋



全国の三セク・公社中、最大の借金を抱える名古屋高速道路公社の
「談合」「(財)名古屋高速道路協会との協定」「随意契約」の全面的
見直しを求める意見書に対する回答

回答に先立ち、名古屋高速道路公社の経営状況について、ご説明いたします。

公社は現整備計画81.2kmの平成22年までの完成を目指して、残る清洲線、東海線の整備を行っているところであります。ご指摘の借入金の増加については、建設資金のほとんどを借入金で賄うという有料道路の制度的な特徴であることをご理解願います。

また、借入金については、償還期限内に料金収入をもって全て返済をすることとなっており、現在までの償還状況については、計画どおり推移し、順調な経営がなされているところであります。

こうした中、公社においては、金利、交通量などの将来の不確定要素に対する備えや渋滞対策、事故防止対策など今後の課題に対応するため、平成16年に経営改善計画を定め、経営体質の強化に取り組んでいるところです。

ご指摘の談合防止対策や協定を含む随意契約の見直しについても、経営改善計画の一環として取り組んでおります。

県としましては、こうした取組みを着実に実行し経営体質の強化を図ることにより、定められた償還期間内に確実に償還を行い、更なる利用者サービスの向上に資するよう指導してまいります。

意見書にたいしまして、下記のとおり回答いたします。

記

1、「談合を撲滅するため、早急な対策を求めます。」について

公社においては、これまでに、一般競争入札の拡大や談合を行った業者への

ペナルティの強化など様々な談合防止対策に取り組んでいるところであります。

しかしながら、この1月に公社の建設工事に関して、談合の疑いがあるとの報道がありました。このような疑いをもたれたことは、誠に遺憾であります。

現在、公社においてはその状況を見守っているところでありますが、今後、談合の事実が確定すれば、指名停止措置や違約金の請求など厳正に対処して行くこととなります。

また、更なる談合防止対策についても、実施するよう求めてまいります。

2、「名古屋高速道路協会との基本協定の廃止を求めます。」及び「各種業者との随意契約を全面的に見直すよう申し入れます」について

(財)名古屋高速道路協会については公社の業務を補完する団体として、交通管理業務や施設点検業務など高速道路の安全性に関わる業務を中心に行っております。協会は専門的な知識や豊富な経験を有しており、名古屋高速道路の安全性、利用者サービスの向上に寄与しているところであります。

一方で協会との協定や随意契約において、透明性や競争性の確保も重要な課題であることから、経営改善計画の一環として、見直しに取り組んでおります。

今後、さらに業務内容の精査、契約方式の改善に取り組むよう求めてまいります。

なお、協会における理事長の選任については、寄付行為に基づき適正に行われているものと考えております。

(連絡先 道路維持課 業務・管理グループ 電話 052-961-2111 内線 2690)